

三重県公共工事共通仕様書 令和8年7月一部改定

新旧対照表

◆第1編 共通編	P 1 ~ P10	◆各編 図表等	P17 ~ P23
◆第2編 材料編	P10	◆建設工事施工管理基準(案)	P24
◆第3編 土木工事共通編	P10 ~ P12	◆出来形管理基準	P25 ~ P35
◆第6編 河川編	P12	◆品質管理基準	P36 ~ P40
◆第7編 河川海岸編	P12	◆写真管理基準(案)	P41 ~ P42
◆第8編 砂防編	P12	◆その他(様式集)	P43
◆第10編 道路編	P12 ~ P14		
◆第12編 下水道編	P14 ~ P15		
◆第14編 植栽工編	P15		
◆第15編 水道・工業用水道編	P15		
◆第16編 農業農村整備編	P15 ~ P16		

三 重 県

*主な改定箇所について記載しています。

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由		
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	1	1	2	6	26.書面	1	1	1	2	6	26.書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したのも有効とする。	語句追加(国との整合)	
1	1	1	2	8	28.工事帳票	1	1	1	2	8	28.工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	語句追加(国との整合)	
						1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	主任技術者及び監理技術者(1)	条文の追加
						1	1	1	9	1	1	1.主任技術者及び監理技術者の設置	当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。	条文の追加
						1	1	1	9	2	1	2.主任技術者及び監理技術者の設置の運用	受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用(「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日国総建第316号))を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。	条文の追加
1	1	1	9	0	1-1-1-9	1	1	1	1	0	1	1-1-1-10	工事用地等の使用	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-10	1	1	1	1	0	1	1-1-1-11	工事着手	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-11	1	1	1	1	0	1	1-1-1-12	工事の下請負	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-12	1	1	1	1	0	1	1-1-1-13	施工体制台帳	条文追加による番号修正
1	1	1	1	1	1.一般事項	1	1	1	1	1	1	1.一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	法令等の改正に伴う修正
1	1	1	1	2	2.施工体系図	1	1	1	1	2	1	2.施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	法令等の改正に伴う修正
1	1	1	1	0	1-1-1-13	1	1	1	1	0	1	1-1-1-14	受発注者間の情報共有	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-14	1	1	1	1	0	1	1-1-1-15	受注者相互の協力	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-15	1	1	1	1	0	1	1-1-1-16	調査・試験に対する協力	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-16	1	1	1	1	0	1	1-1-1-17	工事の一時中止	条文追加による番号修正
1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	条番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-17	1	1	1	1	0	1	1-1-1-18	設計図書の変更	条文追加による番号修正
1	1	1	1	0	1-1-1-18	1	1	1	1	0	1	1-1-1-19	工期変更	条文追加による番号修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	1	1	1	0	1	1-1-1-19	支給材料及び貸与品	1	1	1	2	0	1	1-1-1-20	支給材料及び貸与品	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-20	工事現場発生品	1	1	1	2	0	1	1-1-1-21	工事現場発生品	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-21	建設副産物	1	1	1	2	0	1	1-1-1-22	建設副産物	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	3	1	3.法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	2	3	1	3.法令遵守	受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」(平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号)、「再生資源の利用の促進について」(平成3年10月25日 建設省技調発第243号)、「再生資源の利用の促進について」(平成3年12月25日 港建第324号)、「再生資源の利用の促進について」(平成4年1月24日 空建第10号)、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」(平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	語句修正(国との整合)	
1	1	1	2	1	1	11.建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	2	1	1	11.コプリス・プラス(建設副産物情報交換システム)	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコプリス・プラスに入力するものとする。	語句修正(国との整合)	
1	1	1	2	1	2	12.建設発生土情報交換システム	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	1	1	1	2	2	2	12.コプリス・プラス(建設発生土情報交換システム)	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	語句修正(国との整合)	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-22	工事完成図	1	1	1	2	0	1	1-1-1-23	工事完成図	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-23	工事完成検査	1	1	1	2	0	1	1-1-1-24	工事完成検査	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-24	既済部分検査等	1	1	1	2	0	1	1-1-1-25	既済部分検査等	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-25	部分使用	1	1	1	2	0	1	1-1-1-26	部分使用	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-26	施工管理	1	1	1	2	0	1	1-1-1-27	施工管理	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号道路局長通達、最新改正 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。	1	1	1	2	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」(平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号)、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」(令和3年5月27日 国水環第26号、国水治第22号、国水保第8号、国水海第10号)によるものとする。	語句修正(国との整合)	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-27	履行報告	1	1	1	2	0	1	1-1-1-28	履行報告	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-28	(未制定)	1	1	1	2	0	1	1-1-1-29	(未制定)	条文追加による番号修正	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-29	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	3	0	1	1-1-1-30	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号修正	
1	1	1	3	0	1	1-1-1-30	工事中の安全確保	1	1	1	3	0	1	1-1-1-31	工事中の安全確保	条文追加による番号修正	
1	1	1	3	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、	1	1	1	3	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達)、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」(平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全	語句修正(国との整合)	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
1	1	1	3	0	1	1-1-1-34	環境対策	1	1	1	3	0	1	1-1-1-35	環境対策			条文追加による番号修正
1	1	1	3	1	1	1.環境保全	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	3	1	1	1.環境保全	受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。			語句修正(国との整合)
1	1	1	3	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	3	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(令和4年6月改正 法律第68号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成24年3月23日国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成28年8月30日国総環第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。			法令等の改正に伴う修正
1	1	1	3	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用 排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	3	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」(平成22年3月18日国総環第291号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成28年8月30日 国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。			法令等の改正に伴う修正
1	1	1	3	8	1	8.低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	3	8	1	8.低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。			適用規定との整合
1	1	1	3	0	1	1-1-1-35	文化財の保護	1	1	1	3	0	1	1-1-1-36	文化財の保護			条文追加による番号修正
1	1	1	3	0	1	1-1-1-36	交通安全管理	1	1	1	3	0	1	1-1-1-37	交通安全管理			条文追加による番号修正
1	1	1	3	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	3	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和6年6月内閣府・国土交通省令第4号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和37年8月30日建設省道路局長通知)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等」の一部改正について(平成18年3月31日国道利第37号、国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日国道利第38号、国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(令和6年2月国土交通省道路局国道・技術課)に基づき、安全対策を講じなければならない。			適用規定との整合
1	1	1	3	1	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車	1	1	1	3	1	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車			法令等の改正に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項
1	1	1	3	1	3	(34)	水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	3	1	3	(34)	水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	3	(35)	湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	3	1	3	(35)	湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	3	(36)	振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	3	1	3	(36)	振動規制法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	3	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	3	1	3	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	4	(38)	文化財保護法(令和3年4月改正 法律第22号)	1	1	1	3	1	4	(38)	文化財保護法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	4	(43)	建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)	1	1	1	3	1	4	(43)	建築基準法(令和7年5月改正 法律第35号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	4	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	3	1	4	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	4	(46)	土壌汚染対策法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	3	1	4	(46)	土壌汚染対策法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正 法律第43号)	1	1	1	3	1	5	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(51)	船員法(令和6年5月改正 法律第42号)	1	1	1	3	1	5	(51)	船員法(令和7年5月改正 法律第32号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)	1	1	1	3	1	5	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和7年5月改正 法律第32号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(53)	船舶安全法(令和3年5月改正 法律第43号)	1	1	1	3	1	5	(53)	船舶安全法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(54)	自然環境保全法(平成31年4月改正 法律第20号)	1	1	1	3	1	5	(54)	自然環境保全法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(55)	自然公園法(令和3年5月改正 法律第29号)	1	1	1	3	1	5	(55)	自然公園法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	5	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)	1	1	1	3	1	5	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年12月改正 法律第49号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(59)	技術士法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	3	1	6	(59)	技術士法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(61)	空港法(令和4年6月改正 法律第62号)	1	1	1	3	1	6	(61)	空港法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(62)	計量法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	3	1	6	(62)	計量法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(64)	航路標識法(令和3年6月改正 法律第53号)	1	1	1	3	1	6	(64)	航路標識法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正 法律第46号)	1	1	1	3	1	6	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(令和7年6月改正 法律第52号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(66)	最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)	1	1	1	3	1	6	(66)	最低賃金法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	6	(67)	職業安定法(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	3	1	6	(67)	職業安定法(令和6年6月改正 法律第50号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	7	(68)	所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)	1	1	1	3	1	7	(68)	所得税法(令和7年6月改正 法律第74号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	7	(69)	水産資源保護法(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	3	1	7	(69)	水産資源保護法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	7	(70)	船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	1	1	1	3	1	7	(70)	船員保険法(令和7年6月改正 法律第80号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	7	(71)	著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)	1	1	1	3	1	7	(71)	著作権法(令和7年4月改正 法律第27号)	法令等の改正に伴う修正							

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下										
1	1	1	3	1	7	(72)						1	1	1	3	1	7	(72)	電波法(令和5年12月改正 法律第87号)	電波法(令和7年4月改正 法律第27号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	7	(73)						1	1	1	3	1	7	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正 法律第32号)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	7	(77)						1	1	1	3	1	7	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)	法令等の改正に伴う修正							
1	1	1	3	1	8	(80)						1	1	1	3	1	8	(80)	個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正 法律第79号)	個人情報の保護に関する法律(令和6年6月改正 法律第46号)	法令等の改正に伴う修正							
												1	1	1	3	1	9	(94)		水路業務法(平成30年12月改正 法律第95号)		法令追加						
1	1	1	3	0	1	1-1-1-39						1	1	1	4	0	1	1-1-1-40	官公庁等への手続等	官公庁等への手続等	条文追加による番号修正							
1	1	1	4	0	1	1-1-1-40						1	1	1	4	0	1	1-1-1-41	施工時期及び施工時間の変更	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による番号修正							
1	1	1	4	0	1	1-1-1-41						1	1	1	4	0	1	1-1-1-42	工事測量	工事測量	条文追加による番号修正							
1	1	1	4	0	1	1-1-1-42						1	1	1	4	0	1	1-1-1-43	不可抗力による損害	不可抗力による損害	条文追加による番号修正							
1	1	1	4	0	1	1-1-1-43						1	1	1	4	0	1	1-1-1-44	特許権等	特許権等	条文追加による番号修正							
1	1	1	4	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	4	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和7年4月改定法律第27号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	4	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和7年4月改定法律第27号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	法令等の改正に伴う修正				
1	1	1	4	0	1	1-1-1-44	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	4	0	1	1-1-1-45	保険の付保及び事故の補償							条文追加による番号修正						
1	1	1	4	0	1	1-1-1-45	臨機の措置	1	1	1	4	0	1	1-1-1-46	臨機の措置								条文追加による番号修正					
1	1	1	4	0	1	1-1-1-46	主任技術者及び監理技術者	1	1	1	1	0	1	1-1-1-101	主任技術者及び監理技術者(2) (※「1-1-1-46～1-1-1-56」の条番号を「1-1-1-101～1-1-1-111」に移動(変更)します。本冊にてご確認ください。)								条番号の見直しによる番号修正					
1	1	1	4	2	1	2.監理技術者等の途中交代	(1)受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)を途中交代できるものとする。 変更については、下記を満足することを条件とする。 ①死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合 ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合 (2)途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。 ①交代後の監理技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ②監理技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の監理技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。ただし、死亡、傷病の場合は除く。	1	1	1	1	2	1	2.監理技術者等の途中交代	建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。このことから、監理技術者等の途中交代については、発注者との協議により承諾を得られた場合とする。 交代の条件としては、以下のとおりとする。 ①死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合 ②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 ③工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合 なお、①～③以外において途中交代を行う必要が生じた場合は、「監理技術者制度運用マニュアルについて」を参考に発注者と協議を行うこと。 ただし、原則として交代後の監理技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 また、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、7日以上重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がない体制を確保すること。													「監理技術者制度運用マニュアル」との整合

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
																			そのほか、監理技術者等の交代に当たっては、発注者求めた場合、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関して説明を行うこと。		
1	1	1	56	0	1	1-1-1-56						1	1	1	111	0	1	1-1-1-111	不正軽油の使用の禁止 (※「1-1-1-46～1-1-1-56」の条番号を「1-1-1-101～1-1-1-111」に移動(変更)します。本冊にてご確認ください。)	条番号の見直しによる番号修正	
1	1	1	57	0	1	1-1-1-57						1	1	1	47	0	1	1-1-1-47	石綿使用の有無	条文追加による番号修正	
1	2	2	0	0	9							1	2	2	0	0	9		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について(平成14年5月)	語句修正(国との整合)
1	2	2	0	0	15							1	2	2	0	0	15		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(令和7年11月)	適用規定との整合
1	2	3	1	4	1	4.適用規定						1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	条番号修正
1	2	4	1	3								1	2	4	1	3	2			特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない。必要なら、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。	条文の追加
1	2	4	1	3	2							1	2	4	1	3	3		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)7.9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工-盛土工指針4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」(日本道路協会、令和7年10月)及び「道路土工-盛土工指針4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	適用規定との整合
1	2	4	1	8	1	8.適用規定						1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	条番号修正
1	2	4	4	0	1	10.路床盛土の締固め度						1	2	4	4	0	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第8項の規定による。	条番号修正
1	3	3	2	1	2	(1)						1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	法令等の改正に伴う修正
1	3	3	2	1	3	(2)						1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。	法令等の改正に伴う修正
1	3	3	3	1	1	1.一般事項						1	3	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。	語句修正(国との整合)
1	3	6	4	1	1	1.一般事項						1	3	6	4	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。	語句修正(国との整合)

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下					
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)						新条文											
3	2	7	9	1	1	10.施工管理等	3	2	7	9	1	1	10.施工管理等	3	2	7	9	1	1	10.施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省技調発第188号)の規定による。	語句修正(国との整合)
3	2	9	1	1	1	1.骨材再生工の施工	3	2	9	1	1	1	1.骨材再生工の施工	3	2	9	1	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-22建設副産物の規定による。	条番号修正
3	2	9	1	1	1	1.工事現場発生の規定	3	2	9	1	1	1	1.工事現場発生の規定	3	2	9	1	1	1	1.工事現場発生の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生物品については、第1編1-1-1-20工事現場発生物品の規定による。	工事の施工に伴い生じた工事現場発生物品については、第1編1-1-1-21工事現場発生物品の規定による。	条番号修正
3	2	9	1	2	1	2.建設副産物の規定	3	2	9	1	2	1	2.建設副産物の規定	3	2	9	1	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定による。	条番号修正
3	2	1	2	2	1	2.軽量材の損傷防止	3	2	1	2	2	1	2.軽量材の損傷防止	3	2	1	2	2	1	2.軽量材の損傷防止	受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	語句修正(国との整合)
3	2	1	2	3	6	(2)	3	2	1	2	3	6	(2)	3	2	1	2	3	6	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及びSBHS700を溶接する場合	語句追加(国との整合)
3	2	1	3	1	1	⑥	3	2	1	3	1	1	⑥	3	2	1	3	1	1	⑥	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。	語句削除(国との整合)
3	2	1	3	1	2	⑦	3	2	1	3	1	2	⑦	3	2	1	3	1	2	⑦	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	語句削除(国との整合)
3	2	1	3	1	2		3	2	1	3	1	2		3	2	1	3	1	2		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	ただし、JIS Z 2242:2023(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	語句追加(国との整合)
3	2	1	3	1			3	2	1	3	1	4	1)	3	2	1	3	1	4	1)			条文の追加
3	2	1	3	1	4	1)	3	2	1	3	1	4	2)	3	2	1	3	1	4	2)	SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合	SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合	条文追加による番号修正
3	2	1	3	1	4	2)	3	2	1	3	1	4	3)	3	2	1	3	1	4	3)	SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合	SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合	条文追加による番号修正
3	2	1	3	1	4	3)	3	2	1	3	1	4	4)	3	2	1	3	1	4	4)	被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法、 頭付きスタッドのアークスタッド溶接法 以外の溶接を行う場合	語句追加(国との整合)
3	2	1	3	1	4	4)	3	2	1	3	1	4	5)	3	2	1	3	1	4	5)	鋼橋製作の実績がない場合	鋼橋製作の実績がない場合	条文追加による番号修正
3	2	1	3	1	4	5)	3	2	1	3	1	4	6)	3	2	1	3	1	4	6)	使用実績のないところから材料供給を受ける場合	使用実績のないところから材料供給を受ける場合	条文追加による番号修正
3	2	1	3	1	4	6)	3	2	1	3	1	4	7)	3	2	1	3	1	4	7)	採用する溶接方法の施工実績がない場合	採用する溶接方法の施工実績がない場合	条文追加による番号修正
3	2	1	3	1	1	(13)	3	2	1	3	1	1	(13)	3	2	1	3	1	1	(13)	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。 ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。 ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。	語句追加(国との整合)
3	2	1	3	2	5	(1)	3	2	1	3	2	5	(1)	3	2	1	3	2	5	(1)	なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の 安全性を照査 するものとする。	なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の 耐荷性能を評価 するものとする。	語句修正(国との整合)
3	2	1	3	2	6	①	3	2	1	3	2	6	①	3	2	1	3	2	6	①	仮組立て時リーミングが難しい場合	仮組立てて 工場製作時 のリーミングが難しい場合	語句修正(国との整合)
3	2	1	2	1	6	(4)	3	2	1	2	1	6	(4)	3	2	1	2	1	6	(4)	なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個	なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個	語句修正(国との整合)

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下						
1	3	2	0	0	7		1	3	2	0	0	7		1	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	3	8	1	1	1	1.適用規定	1	3	8	1	1	1	1.適用規定	1	3	8	1	1	1	1	1.適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編」第20章施工(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編」第17章施工(日本道路協会、令和7年10月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用規定との整合
1	3	8	1	2	1	2.適用規定(2)	1	3	8	1	2	1	2.適用規定(2)	1	3	8	1	2	1	1	2.適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工(日本道路協会、平成29年11月)」、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)第17章施工(日本道路協会、令和7年10月)」、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用規定との整合
1	4	2	0	0	4		1	4	2	0	0	4		1	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	4	2	0	0	5		1	4	2	0	0	5		1	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	4	2	0	0	6		1	4	2	0	0	6		1	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	5	2	0	0	4		1	5	2	0	0	4		1	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	5	2	0	0	5		1	5	2	0	0	5		1	5	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	5	2	0	0	6		1	5	2	0	0	6		1	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	6	2	0	0	1	6	1	6	2	0	0	1	6	1	6	2	0	0	1	6	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(令和3年4月)	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(令和6年4月)	適用規定との整合	
1	6	6	4	5	1	5.適用規定	1	6	6	4	5	1	5.適用規定	1	6	6	4	5	1	5.適用規定	インパート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	インパート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第8項の規定による。	番号修正	
1	7	2	0	0	4		1	7	2	0	0	4		1	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	7	2	0	0	5		1	7	2	0	0	5		1	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	7	2	0	0	6		1	7	2	0	0	6		1	7	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	7	2	0	0	7		1	7	2	0	0	7		1	7	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	8	2	0	0	4		1	8	2	0	0	4		1	8	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	8	2	0	0	5		1	8	2	0	0	5		1	8	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	8	2	0	0	6		1	8	2	0	0	6		1	8	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	8	2	0	0	7		1	8	2	0	0	7		1	8	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	9	3	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	1	9	3	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	1	9	3	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	語句修正(国との整合)	
1	1	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	1	1	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	1	1	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	語句修正(国との整合)	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)					改定(令和8年7月)					改定理由												
編	章	節	条	項 以下	編	章	節	条	項 以下													
1	1	5	1	3	1	1	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	1	1	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	語句修正(国との整合)	
1	1	0	5	1	1	1	0	5	1	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	1	1	0	5	1	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	条番号修正	
1	1	0	4	1	1	1	7	2	4	1	4.標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	1	1	0	4	1	1	4.標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	適用規定との整合	
1	1	0	5	1	1	1	3	1	1	1	1.適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	1	1	0	5	1	1	1.適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	語句修正(国との整合)	
1	1	0	5	1	1	1	3	7	2	1	2.適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	1	0	5	1	1	2.適用規定	人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック2025改訂版5.2.5雪崩の管理」(雪センター、令和7年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用規定との整合	
1	1	0	5	1	1	1	3	9	0	1	10-15-3-9	待機補償費		1	1	0	5	1	10-15-3-9	待機費	語句修正(国との整合)	
1	1	0	5	1	1	1	3	9	2	1	2.待機補償における待機の期間及び内容	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。	1	1	0	5	1	1	2.待機の期間及び内容	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。	語句修正(国との整合)	
1	1	0	6	1	1	1	0	5	1	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	1	1	0	6	1	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	条番号修正	
1	1	0	6	1	1	1	2	4	2	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。	1	1	0	6	1	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-35環境対策の規定によらなければならない。	条番号修正	
1	1	0	6	1	1	1	2	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定による。	1	1	0	6	1	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-35環境対策の規定による。	条番号修正	
1	1	2		3	1	1	2		3	1	適用すべき諸基準	日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(2004年版)	1	1	2		3	1	適用すべき諸基準	日本下水道協会 小規模下水道施設マネジメント指針と解説(2024年版)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2014年版)	1	1	2		3	1		日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2025年版)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	1	1	2		3	1		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)	1	1	2		3	1		厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(令和5年4月)	適用規定との整合	
1	1	2	8	2	1	1	8	2	1	1	(5)小型マンホール	JSWAS A-10(下水道用コンクリート製小型マンホール)	1	1	2	8	2	1	1	(5)小型マンホール	JSWAS A-10(下水道用鉄筋コンクリート製小型マンホール)	適用規定との整合
1	1	2		3	1	1	2		3	1	適用すべき諸基準	日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(2004年版)	1	1	2		3	1	適用すべき諸基準	日本下水道協会 小規模下水道施設マネジメント指針と解説(2024年版)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2014年版)	1	1	2		3	1		日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2025年版)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	1	1	2		3	1		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		日本道路協会 道路橋仕方書・同解説(平成29年11月)	1	1	2		3	1		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(令和7年10月)	適用規定との整合	
1	1	2		3	1	1	2		3	1		国土交通省 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)	1	1	2		3	1		国土交通省 公共建築工事標準仕様書(令和7年版)	適用規定との整合	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由													
編	章	節	項	項以下	編章節条項項以下	編	章	節	項	項以下	編章節条項項以下		編	章	節	項	項以下								
1	2	2		3		1	2	2		3		1	2	2		3		適用規定との整合							
1	2	2		3		1	2	2		3		1	2	2		3		適用規定との整合							
1	2	2		3		1	2	2		3		1	2	2		3		適用規定との整合							
1	1	2		3		1	1	2		3		1	1	2		3		適用規定との整合							
1	1	1	2	1	3	15-1-1-2	(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2012)	1	1	1	2	1	3	15-1-1-2	(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2024)	適用規定との整合					
1	2	1	1	2	(1)		工事に従事する者は、病原体が尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でない者とし、健康診断により病原体が尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でないことを証明する証明書を作業開始前に監督員に提出しなければならない。 なお、証明書の有効期間は6ヶ月とする。					1	2	1	1	2	(1)	工事に従事する者は、病原体が尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でない者とし、健康診断により病原体が尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でないことを証明する証明書と作業員名簿を、作業開始前に監督員に提出しなければならない。 なお、証明書の有効期間は1年とする。	水道法施行規則の改正に伴う修正						
1	5	2	1	1	1	1.	メタルタッチ仕切弁は、JIS B 2062 (水道用仕切弁) 及び JWVA B 122 (水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁) に定める水道用仕切弁とし、その仕様は設計図書によるものとする。	1	5	2	1	1	1	1	1.	メタルタッチ仕切弁は、JIS B 2062 (水配管用仕切弁) 及び JWVA B 122 (水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁) に定める水道用仕切弁とし、その仕様は設計図書によるものとする。		適用規定との整合							
1	5	2	1	2								1	5	2	1	2	(19)	JDPA W 20 (ALW形ダクタイル鋳鉄管接合要領書)	適用基準類との整合						
1	5	6	4	2	3	(3)塗覆装	3)プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012 プラスチック系を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。 <table border="1" data-bbox="441 836 961 933"> <tr> <th>塗覆装仕様</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td>現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」</td> <td>プラスチック系の場合 基材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上</td> </tr> </table> 4)基礎材が碎石の場合に接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWVA K153 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。	塗覆装仕様	厚さ	現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」	プラスチック系の場合 基材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上	1	5	6	4	2	3	(3)塗覆装	3)プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012 プラスチック系を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。 <table border="1" data-bbox="1302 836 1822 933"> <tr> <th>塗覆装仕様</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td>現場溶接部:ジョイントコート 「長寿命系水道用ジョイントコート(WSP 012)」</td> <td>基材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上</td> </tr> </table> 4)基礎材が碎石の場合に接合部の塗覆装の保護を目的とし、WSP 012 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。	塗覆装仕様	厚さ	現場溶接部:ジョイントコート 「長寿命系水道用ジョイントコート(WSP 012)」	基材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上		適用基準類との整合
塗覆装仕様	厚さ																								
現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」	プラスチック系の場合 基材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上																								
塗覆装仕様	厚さ																								
現場溶接部:ジョイントコート 「長寿命系水道用ジョイントコート(WSP 012)」	基材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上																								
1	7	2	1	2	適用すべき諸基準	(公社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編) (公社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート材編) (公社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) (公社)日本道路協会 道路橋支承便覧 (公社)土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社)日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (公社)日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (公社)日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (公社)日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針 (公社)日本道路協会 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	1	7	2	1	2	適用すべき諸基準	(公社)日本道路協会 道路橋支承便覧 (公社)土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社)日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (公社)日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (公社)日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (公社)日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧		適用基準類との整合										
1	8	2	1	2	適用すべき諸基準	(公社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) (公社)日本道路協会 道路橋支承便覧 (公社)日本道路協会 道路橋補修便覧 (公社)日本道路協会 杭基礎設計便覧 (公社)日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	1	8	2	1	2	適用すべき諸基準	(公社)日本道路協会 道路橋支承便覧 (公社)日本道路協会 道路橋補修便覧 (公社)日本道路協会 杭基礎設計便覧 (公社)日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧		適用基準類との整合										
1	8	2	2	0	1	輸送工	受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。	1	8	2	2	0	1	輸送工	受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。		適用基準類との整合								

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	9	2	1	2	適用すべき諸基準	農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 国土交通省 河川砂防技術基準 (公社)日本道路協会 道路橋支承便覧	1	9	2	1	2	適用すべき諸基準	農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 国土交通省 河川砂防技術基準 (公社)日本道路協会 道路橋支承便覧 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (公社)土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	適用基準類との整合			
1	9	2	2	1	1	一般事項	受注者は、頭首工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、 施工計画書に記載 しなければならない。	1	9	2	2	1	1	一般事項	受注者は、頭首工の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については 設計図書に基づき施工 しなければならない。	適用基準類との整合	
1	9	2	2	2	1		受注者は、PC桁等の輸送に着手する前に 施工計画書 に輸送計画に関する事項を記載し、 監督員に提出 しなければならない。	1	9	2	2	2	1		受注者は、PC桁等の輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を 施工計画書へ 記載しなければならない。	適用基準類との整合	
1	1	2	1	2	適用すべき諸基準	農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き (一社)斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社)斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	1	1	2	1	2	適用すべき諸基準	農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (一社)斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社)斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (一社)全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	適用基準類との整合			
1	1	2	2	2	1	一般事項	受注者は、集水井の施工に当たり、常に 移動計測等 により地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、 定期的かつ必要がある場合に 監督員に報告しなければならない。	1	1	2	2	2	1	一般事項	受注者は、集水井の施工に当たっては、常に 観測(監視)計画等にて 地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、 異常(数値の変化等)が確認された場合は速やかに 監督員に報告しなければならない。	適用基準類との整合	
1	1	2	2	3	1		受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に 施工計画書 に輸送計画に関する事項を記載し、 監督員に提出 しなければならない。	1	1	2	2	3	1		受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に 施工計画書 に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。	適用基準類との整合	

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)																				
第1編 第1章 第1節 総則 1-1-1-31 工事中 の安全確保 24.現場環境改善 (2) 表1-2 現場環境改善	<p>(1) 実施については、表1-2の内容の内、原則として各計上費目（現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-2 現場環境改善</p> <table border="1" data-bbox="463 562 1433 1522"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献	<p>(1) 実施については、表1-2の内容の内、原則として各計上費目（現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-2 現場環境改善</p> <table border="1" data-bbox="1706 562 2677 1528"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の充実（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等	地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
項目	内 容																					
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																					
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）																					
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献																					
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減																					
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等																					
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等																					
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）																					

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)
第1編 第1章 第1節 総則 1-1-1-37 交通安全管理 15.交通管理 (2) 交通誘導警備員 公安委員会指定路線	公安委員会 認定 路線 路 線 1 一般国道1号 2 一般国道23号 3 一般国道25号 4 一般国道42号 三重県の全域（平成31年4月1日に路線名が変更された旧一般国道42号区間（一般国道166号（松阪市大黒田町722番地1先から松阪市小津町601番地先までの間）及び県道松阪多気線（松阪市大黒田町722番地1先から松阪市八太町583番地2先までの間）を含む。） 5 一般国道163号 6 一般国道165号 7 一般国道167号 8 一般国道258号 9 一般国道368号 10 一般国道421号 11 一般国道477号 12 県道桑名東員線 13 県道四日市楠鈴鹿線 14 県道上海老茂福線 15 県道鈴鹿環状線 16 県道辺法寺加佐登停車場線 17 県道津関線 18 県道津芸濃大山田線 19 県道上浜高茶屋久居線 20 県道松阪第2環状線 21 県道鳥羽松阪線 22 県道伊勢磯部線 23 県道伊勢南島線 24 桑名市道坂井多度線 25 四日市市道子酉八王子線 26 四日市市道赤堀小生線 27 四日市市道西新地久保田線 28 四日市市道四日市中央線 29 四日市市道笹川環状1号線 (参考) 令和2年7月7日付け三重県公安委員会告示第79号（令和3年1月7日施行）	公安委員会 指定 路線 路 線 1 一般国道1号 (北勢バイパスを含む。) 2 一般国道23号 (中勢バイパスを含む。) 3 一般国道25号 4 一般国道42号 5 一般国道164号 6 一般国道163号 7 一般国道165号 8 一般国道167号 9 一般国道258号 10 一般国道368号 11 一般国道421号 12 一般国道477号 13 県道桑名東員線 14 県道宮妻峡線 15 県道四日市楠鈴鹿線 16 県道上海老茂福線 17 県道神戸長沢線 18 県道鈴鹿環状線 19 県道津関線 20 県道津芸濃大山田線 21 県道上浜高茶屋久居線 22 県道津香良洲線 23 県道松阪第2環状線 24 県道鳥羽松阪線 25 県道伊勢磯部線 26 県道伊勢南島線 27 桑名市道坂井多度線 28 四日市市道子酉八王子線 29 四日市市道赤堀小生線 30 四日市市道西新地久保田線 31 四日市市道四日市中央線 32 四日市市道笹川環状1号線 (参考) 令和7年9月30日付け三重県公安委員会告示第31号（令和8年4月1日施行）

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)																																																																																			
2-2-6-2 セメント 3.普通ポルトランドセメントの品質 表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	<p style="text-align: center;">表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">凝 結 h</td> <td style="text-align: center;">始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">安定性</td> <td style="text-align: center;">パット法</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルシャチリエ法 mm</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td style="text-align: center;">3d</td> <td style="text-align: center;">12.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7d</td> <td style="text-align: center;">22.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水 和 熱 J/g</td> <td style="text-align: center;">7d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">酸化マグネシウム%</td> <td style="text-align: center;">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">三酸化硫黄%</td> <td style="text-align: center;">3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">強熱減量%</td> <td style="text-align: center;">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全アルカリ(Na o eq)%</td> <td style="text-align: center;">0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">塩化物イオン%</td> <td style="text-align: center;">0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ(Na o eq)の値を0.6%以下とする。</p>	品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	<p style="text-align: center;">表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">凝 結 h</td> <td style="text-align: center;">始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">安定性</td> <td style="text-align: center;">パット法</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルシャチリエ法 mm</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td style="text-align: center;">3d</td> <td style="text-align: center;">12.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7d</td> <td style="text-align: center;">22.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水 和 熱 J/g</td> <td style="text-align: center;">7d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">酸化マグネシウム%</td> <td style="text-align: center;">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">三酸化硫黄%</td> <td style="text-align: center;">3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全アルカリ(Na o eq)%</td> <td style="text-align: center;">0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">塩化物イオン%</td> <td style="text-align: center;">0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ(Na o eq)の値を0.6%以下とする。</p>	品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下
品 質		規 格																																																																																			
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																			
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																			
	終 結	10 以下																																																																																			
安定性	パット法	良																																																																																			
	ルシャチリエ法 mm	10以下																																																																																			
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																			
	7d	22.5 以上																																																																																			
	28d	42.5 以上																																																																																			
水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																			
	28d	測定値を報告する																																																																																			
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																			
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																			
強熱減量%		5.0 以下																																																																																			
全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下																																																																																			
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																			
品 質		規 格																																																																																			
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																			
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																			
	終 結	10 以下																																																																																			
安定性	パット法	良																																																																																			
	ルシャチリエ法 mm	10以下																																																																																			
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																			
	7d	22.5 以上																																																																																			
	28d	42.5 以上																																																																																			
水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																			
	28d	測定値を報告する																																																																																			
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																			
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																			
全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下																																																																																			
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																			
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5.基層及び表層の規定	<p style="text-align: center;">開粒度アスファルト混合物の場合</p> $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$ <p style="text-align: center;">乾燥供試体の空中質量 (g)</p>	<p style="text-align: center;">開粒度アスファルト混合物の場合</p> $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$																																																																																			

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)																								
第3編 第2章 第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-3 桁製作工 表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間	<p style="text-align: center;">表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溶接棒の種類</th> <th>溶接棒の状態</th> <th>乾燥温度</th> <th>乾燥時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td> <td>乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td> <td>100～150℃</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>低水素系被覆 アーク溶接棒</td> <td>乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td> <td>300～400℃</td> <td>1時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上	低水素系被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上	<p style="text-align: center;">表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溶接棒の種類</th> <th>溶接棒の状態</th> <th>乾燥温度</th> <th>乾燥時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td> <td>乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td> <td>70～100℃</td> <td>30～60分</td> </tr> <tr> <td>低水素系被覆アーク 溶接棒</td> <td>乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td> <td>300～400℃ 350～400℃</td> <td>30～60分 60分以上</td> </tr> </tbody> </table>	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分	低水素系被覆アーク 溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃ 350～400℃	30～60分 60分以上
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																							
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上																							
低水素系被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上																							
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																							
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分																							
低水素系被覆アーク 溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃ 350～400℃	30～60分 60分以上																							
第3編 第2章 第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-2 材料 表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間	<p style="text-align: center;">表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フラックスの種類</th> <th>乾燥温度</th> <th>乾燥時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融フラックス</td> <td>150～200℃</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>ボンドフラックス</td> <td>200～250℃</td> <td>1時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶融フラックス	150～200℃	1時間以上	ボンドフラックス	200～250℃	1時間以上	<p style="text-align: center;">表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フラックスの種類</th> <th>乾燥温度</th> <th>乾燥時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">溶融フラックス</td> <td>ガラス状</td> <td>150～350℃</td> </tr> <tr> <td>軽石状</td> <td>200～350℃</td> </tr> <tr> <td>ボンドフラックス</td> <td>200～350℃</td> <td>60分以上</td> </tr> </tbody> </table>	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶融フラックス	ガラス状	150～350℃	軽石状	200～350℃	ボンドフラックス	200～350℃	60分以上				
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																								
溶融フラックス	150～200℃	1時間以上																								
ボンドフラックス	200～250℃	1時間以上																								
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																								
溶融フラックス	ガラス状	150～350℃																								
	軽石状	200～350℃																								
ボンドフラックス	200～350℃	60分以上																								

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)																																																																																																																																																																																					
第3編 第2章 第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-3 桁製作工 表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	<p style="text-align: center;">表3-2-48 予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(℃)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25を超え 40以下</th> <th>40を超え 50以下</th> <th>50を超え 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SBHS400 SBHS400W</td> <td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合、20℃程度に加熱する。</p>	鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)				板厚区分(mm)				25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	<p style="text-align: center;">表3-2-48 予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(℃)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25を超え 40以下</th> <th>40を超え 50以下</th> <th>50を超え 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SBHS400 SBHS400W</td> <td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SBHS700 SBHS700W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合、20℃程度に加熱する。</p>	鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)				板厚区分(mm)				25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50
	鋼種			溶接方法	予熱温度(℃)																																																																																																																																																																																		
板厚区分(mm)																																																																																																																																																																																							
25以下		25を超え 40以下	40を超え 50以下		50を超え 100以下																																																																																																																																																																																		
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-																																																																																																																																																																																		
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																		
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																		
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																		
SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)																																																																																																																																																																																					
		板厚区分(mm)																																																																																																																																																																																					
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下																																																																																																																																																																																		
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-																																																																																																																																																																																		
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																		
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																		
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																		
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																		
SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																		
SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50																																																																																																																																																																																		
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50																																																																																																																																																																																		

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)																																																					
第3編 第2章 第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-3 桁製作工 表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	<p style="text-align: center;">表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のP_{CM}の条件 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>鋼種 鋼材の板厚(mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th>SBHS400 SBHS400W</th> <th>SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td rowspan="3">0.22以下</td> <td rowspan="3">0.20以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<p style="text-align: center;">表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のP_{CM}の条件 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>鋼種 鋼材の板厚(mm)</th> <th>SM400 SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th>SBHS400 SBHS400W</th> <th>SBHS500 SBHS500W</th> <th>SBHS700 SBHS700W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td rowspan="4">0.24以下</td> <td rowspan="2">0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td rowspan="4">0.22以下</td> <td rowspan="4">0.20以下</td> <td rowspan="4">0.30以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え75以下</td> <td rowspan="2">0.27以下</td> <td rowspan="2">0.29以下</td> <td rowspan="2">0.29以下</td> </tr> <tr> <td>75を超え100以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W	25以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下	0.30以下	25を超え50以下	0.27以下	0.27以下	50を超え75以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	75を超え100以下	-
鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下																																																
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																		
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																		
鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W																																																
25以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下	0.30以下																																																
25を超え50以下			0.27以下	0.27以下																																																			
50を超え75以下		0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																			
75を超え100以下								-																																															
第3編 第2章 第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-3 桁製作工 表3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	<p style="text-align: center;">表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して 各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	<p style="text-align: center;">表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して 各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長を原則とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																													
部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																				
	撮影箇所	検査長さ																																																					
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																						
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																							
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																					
部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																					
	撮影箇所	検査長さ																																																					
鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																						
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																							
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																					
6編 第1章 第7節 法覆護岸工 6-1-7-2 材料 表6-1-4 止水材の品質規格	<p style="text-align: center;">表6-1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) / (1.8m²)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm² (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) / (1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p style="text-align: center;">表6-1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) / (1.8m²)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm² (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) / (1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。																					
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																																																				
漏水量	(ml/sec) / (1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																																																				
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。																																																				
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																																																				
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																																																				
漏水量	(ml/sec) / (1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																																																				
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。																																																				
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。																																																				

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)													
第16編 第2章 第14節 付帯施設工 16-2-14-3 標識工 2. 材料 4) 反射シート	反射性能(反射シートの再帰反射係数)							反射性能(反射シートの再帰反射係数)							
	封入レンズ型	12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
			30°	30	22	6.0	1.7	3.5		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
			40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
		20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
			30°	24	16	4.0	1.0	3.0		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
			40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
		2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
			30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型		12′ (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	12′ (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
			30°	150	100	25	11	25		30°	150	100	25	11	25
			40°	110	70	16	8.0	16		40°	110	70	16	8.0	16
	20′ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	20′ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	
		30°	100	67	14	7.0	11		30°	100	67	14	7.0	11	
		40°	95	64	13	7.0	11		40°	95	64	13	7.0	11	
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	
		30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3		30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	
	旧広角プリズム型	12′ (0.2°)	5°	430	350	70	30	45	12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
			30°	235	190	45	16	23		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		20′ (0.33°)	5°	300	250	45	20	33	20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
30°			150	130	20	10	18	30°		24	16	4.0	1.0	3.0	
30′ (0.5°)		5°	250	200	40	18	25	30′ (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5	
		30°	170	140	20	12	19		30°	15	13	4.0	1.0	2.2	
1.0°		5°	80	65	12	4.0	9.0	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0		30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
封入プリズム型		12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
			30°	30	22	6.0	1.7	3.5		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
			30°	24	16	4.0	1.0	3.0		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	30′ (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5	30′ (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5	
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2		30°	15	13	4.0	1.0	2.2	
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8		30°	12	10	3.0	0.8	1.8		
		※「旧広角プリズム型」の削除													

現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)
建設工事施工管理基準(案)	建設工事施工管理基準(案)
この建設工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-2 6 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	この建設工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-2 6 7 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。
<p>7. その他</p> <p>(1)工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	<p>7. その他</p> <p>(1)工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>
<p>(2)情報化施工</p> <p>土工において、情報化施工技術を用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」、「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。</p>	
<p>(3)3次元データによる出来形管理</p> <p>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>(2)3次元データによる出来形管理</p> <p>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>
<p>(4)施工箇所が点在する工事</p> <p>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>(3)施工箇所が点在する工事</p> <p>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)							改定(令和8年7月)						
1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次							1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次						
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編 共通編							第1編 共通編						
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編						
第2章 一般施工							第2章 一般施工						
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I - 103		第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I - 103
		3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工	I - 106			3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工	I - 106
			1	固結工	高圧噴射攪拌工	I - 106				1	固結工	高圧噴射攪拌工	I - 106
			1	固結工	スラリー攪拌工	I - 106				1	固結工	スラリー攪拌工	I - 106
			1	固結工	生石灰パイル工	I - 106				1	固結工	生石灰パイル工	I - 106
			2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	I - 107				2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	I - 107

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月) (出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月) (出来形管理基準及び規格値)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m²未満。	3-2-6-12		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m²未満。	3-2-6-12		
					幅	-50	-																				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m²未満。	3-2-6-12		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月) (出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月) (出来形管理基準及び規格値)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		
						幅	-25	-																			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12				
						幅	-25	-																			
						平坦性	-	-		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下																	
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月) (出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月) (出来形管理基準及び規格値)																												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要											
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均															
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下														
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	
						平坦性														コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下																		
						目地段差			±2																													
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-					
						厚さ	-45		-15																													
						幅	-50		-																													
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12	3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																												

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月) (出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月) (出来形管理基準及び規格値)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12		
						幅	-50		-																		
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12		
						厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12		
						幅	-50		-																		

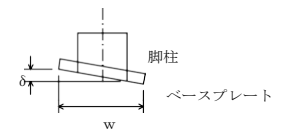
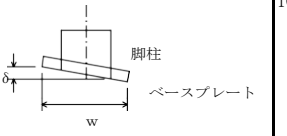
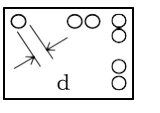
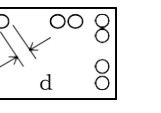
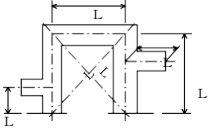
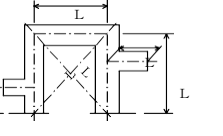
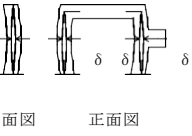
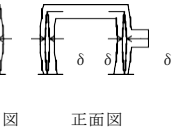
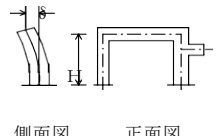
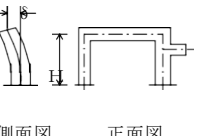
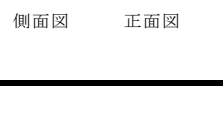
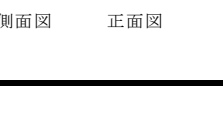
三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月) (出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月) (出来形管理基準及び規格値)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図に準じて延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図に準じて延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		
					幅	-25	-																				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月)(出来形管理基準及び規格値)													
単位: mm										単位: mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)										位置	D/8以内		全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)										杭径D	設計値以上		工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)										改良長L	設計値以上		全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(出来形管理基準及び規格値)										改定(令和8年7月)(出来形管理基準及び規格値)														
単位: mm										単位: mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3		
							ベ ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。								10-3-3-3	ベ ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0~5	全数を測定。										孔の径 d	0~5	全数を測定。		
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。								10-3-3-3	仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
								はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。								10-3-3-3		はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
						柱の鉛直度 δ (mm)		$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		10-3-3-3	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		10-3-3-3								
																								

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(品質管理基準及び規格値)									改定(令和8年7月)(品質管理基準及び規格値)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288					10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288				
									10 下層路盤	施工	必須	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」				・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前) ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
									14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定			・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(品質管理基準及び規格値)								改定(令和8年7月)(品質管理基準及び規格値)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									17 路床安定処理工	施工	必須	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									27 道路土工	施工	必須	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」			・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクスコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数はいくつかを採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクスコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数はいくつかを採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(品質管理基準及び規格値)								改定(令和8年7月)(品質管理基準及び規格値)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクス トコンクリート 単位水量測定要領(案)」 (平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクス トコンクリート 単位水量測定要領(案)」の送付について (平成16年3月8日 事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
									36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧 (令和6年3月) 付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70 (MPa/mm) 以下 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm 以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。		38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50μm以下 (切削による場合もこれに準ずる)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。	
38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあつてはならない			
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(品質管理基準及び規格値)								改定(令和8年7月)(品質管理基準及び規格値)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置： 「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置： 「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査 17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)(品質管理基準及び規格値)								改定(令和8年7月)(品質管理基準及び規格値)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。		39 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」II鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和7年7月)					改定(令和8年7月)				
撮影箇所一覧表(全体)					撮影箇所一覧表(全体)				
区分		写真管理項目		摘要	区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕 各種類毎に1回		補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕 各種類毎に1回	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	〔設置後〕				環境対策 現場環境改善費 関係等	各施設設置状況	

現行(令和7年7月)						改定(令和8年7月)											
撮影箇所一覧表(出来形管理) 【第3編 土木工事共通編】						撮影箇所一覧表(出来形管理) 【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕								深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。									ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

図表番号	現行(令和7年7月)	改定(令和8年7月)																														
<p>(分冊2) 様式一覧</p> <p>様式-4 建設業退職金共済制度の掛金収納書(印なし)</p>	<div data-bbox="376 199 1126 1340"> <p>様式-4</p> <p>発注者 三重県知事 あて 工事番号および工事名</p> <p>建設キャリアアップシステム現場ID 総工事費 円</p> <p>受注者(元請) 住所 名称 共済契約者番号 建設キャリアアップシステム事業者ID 共済証紙購入金額 円</p> <p>掛金収納書提出用台紙</p> <p>様式 (取扱店一契約者) 掛金収納書 (契約者が発注者へ)</p> <p>この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に出すものです。 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。</p> <p>契約者氏名 殿 電話番号</p> <table border="1"> <tr> <td>証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>1枚当たりの販売価格</td> <td>円</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10日券</td> <td>1枚当たりの販売価格</td> <td>円</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印</p> <p>発注者名 元請契約の工事番号および工事名</p> <p>※公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。</p> <p>当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 発注者の指示のとおり</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合</p> <p>就労予定延人数 販売価格</p> <p>人日 × 円 = 円</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合</p> <p>総工事費 購入率 ※加入率</p> <p>円 × $\frac{\text{購入率}}{1,000}$ × $\frac{\text{加入率}}{70\%}$ = 円</p> <p>※対象工事における労働者の建退共加入率</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他</p> <p>購入額の根拠を記入</p> <p>(参考) 建設キャリアアップシステム登録情報 共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無) 本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無) 本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)</p> </div>	証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価格	円	金額		10日券	1枚当たりの販売価格	円	金額	合計金額				円	<div data-bbox="1263 199 2016 1340"> <p>様式-4</p> <p>発注者 三重県知事 あて 工事番号および工事名</p> <p>建設キャリアアップシステム現場ID 総工事費 円</p> <p>受注者(元請) 住所 名称 共済契約者番号 建設キャリアアップシステム事業者ID 共済証紙購入金額 円</p> <p>掛金収納書提出用台紙</p> <p>様式 (取扱店一契約者) 掛金収納書 (契約者が発注者へ)</p> <p>この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に出すものです。 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。</p> <p>契約者氏名 殿 電話番号</p> <table border="1"> <tr> <td>証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>1枚当たりの販売価格</td> <td>円</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10日券</td> <td>1枚当たりの販売価格</td> <td>円</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印</p> <p>発注者名 元請契約の工事番号および工事名</p> <p>※公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。</p> <p>当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合</p> <p>就労予定延人数 販売価格</p> <p>人日 × 円 = 円</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合</p> <p>総工事費 購入率 ※加入率</p> <p>円 × $\frac{\text{購入率}}{1,000}$ × $\frac{\text{加入率}}{70\%}$ = 円</p> <p>※対象工事における労働者の建退共加入率</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他</p> <p>購入額の根拠を記入</p> <p>(参考) 建設キャリアアップシステム登録情報 共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無) 本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無) 本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)</p> </div>	証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価格	円	金額		10日券	1枚当たりの販売価格	円	金額	合計金額				円
証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価格	円	金額																												
	10日券	1枚当たりの販売価格	円	金額																												
合計金額				円																												
証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価格	円	金額																												
	10日券	1枚当たりの販売価格	円	金額																												
合計金額				円																												